

都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	広島県	担当部署	農林水産局農業基盤課
-------	-----	------	------------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	1,369	協定	18,835	ha	256,179	万円
a 基礎単価の対象	456	協定	4,769	ha	52,538	万円
b 体制整備単価の対象	913	協定	14,065	ha	192,227	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算	3	協定	43	ha	435	万円
(b) 超急傾斜農地保全 管理加算	41	協定	220	ha	1,290	万円
(c) 集落協定広域化加算	9	協定	505	ha	1,232	万円
(d) 集落機能強化加算	11	協定	400	ha	791	万円
(e) 生産性向上加算	100	協定	2,762	ha	7,709	万円
イ 個別協定	136	協定	1,460	ha	17,595	万円
a 基礎単価の対象	6	協定	33	ha	479	万円
b 利用権設定等単価 (10割単価)の対象	130	協定	1,427	ha	17,079	万円
c 超急傾斜農地保全管理加算	2	協定	17	ha	37	万円
合計	1,505	協定	20,295	ha	273,775	万円

【参考】

R3年耕地面積※	4,387,162	ha
----------	-----------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	18	人	14	ha	187	万円

【参考】

ア 協定参加者数	25,299	人
イ 交付金配分額	256,179	万円
a うち個人への配分	133,540	万円
b うち共同取組活動	122,639	万円

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	580	778	11	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	619	743	7	
b 水路・農道等の管理	663	703	3	
c 多面的機能を増進する活動	613	753	3	
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	144	613	118	11
b 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況	207	124	533	49
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算	3			
c 急傾斜農地保全管理加算	12	28	1	
d 集落協定広域化加算	6	7		
e 集落機能強化加算	3	8		1
f 生産性向上加算	45	53		2
オ 全体評価	優 758 (55%)	良 517 (38%)	可 36 (3%)	不可 58 (4%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

集落マスタープランに係る活動、農業生産活動においては、99%以上の協定において着実に活動が行われているが、集落戦略の作成、加算措置の目標において、△、×の評価を受けた1割弱の協定については、新型コロナのために話し合いの場が取れなかったなどの理由が多く見受けられた。当取組は、今後の地域の将来像を見据え、どう地域を維持していくかを考える良い機会であるため、積極的に行政などの推進機関が指導・助言を通じて着実な実施を促す必要がある。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	79	57		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	9	3		
b 水路・農道等の管理	11	3		
c 多面的機能を増進する活動		3		
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	5	7		
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）	1	1		
オ 全体評価	優	良	可	不可
	129 (95%)	7 (5%)		

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

個別協定は、協定の自己評価も高く、利用権設定、作業受委託等も滞りなく行い、生産活動として取り組むべき事項についても全ての協定で実施が見込まれ、全ての市町において適正に実施が行われているという評価になっており、今後も継続して取組を行っていくことが重要である。

1について第三者機関の意見【必須】

制度が有効に機能しているのは間違いなく、制度の効果はあったと考える。
なお、制度全般の意見として、事業費の効果分析は必要ではないか。今後の制度のあり方については、検討を継続していく必要がある。

3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話合いの状況	R 2年度	1367	22 (2%)	243 (18%)	386 (28%)	713 (52%)
	うち集落戦略	919	185 (20%)	452 (49%)	156 (17%)	126 (14%)
	R 3年度	1369	19 (1%)	272 (20%)	370 (27%)	705 (51%)
	うち集落戦略	913	168 (18%)	408 (45%)	179 (20%)	158 (17%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

全体的な話し合いを1回以上行っている協定は、R2年度、R3年度共に98%を超えるが、集落戦略の話し合いを行っている協定はR2年度、R3年度共に8割となっている。市町の評価は、新型コロナにより当初話し合いが懸念されていたが、開催方法を工夫して実施したという意見が多く見受けられた。しかしながら、0回の協定も2割程度存在することから、当取組の重要性を集落に伝えるとともに、今後も継続して指導・助言を行うことが必要である。

(2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	793 協定	86.9 %
② 協定参加者以外の集落の住民	95 協定	10.4 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	99 協定	10.8 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	33 協定	3.61 %
⑤ 協定役員のみ	267 協定	29.2 %
⑥ 話し合いをしていない	16 協定	1.75 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略の話し合いの参加者は、協定参加者は8割以上の協定で参加、関係組織の担当者の参加、協定以外の集落の住民が1割の協定で参加している一方、協定役員のみが参加者の協定は3割弱、話し合いをしていない協定が2%弱となっている。新型コロナの影響で、協定役員の話合いの開催に関する工夫や負担等が大きくなっているところが多いが、役員のみ参加や話し合いをしていないと回答した協定に対しては話し合いをすることはもとより、協定参加者の意見も反映させ集落戦略を完成させるよう指導・助言を行っていく必要がある。

3について第三者機関の意見【必須】

集落戦略の、5年間をかけての計画策定は期間が長い。本当に機能するのかが心配である。集落範囲の意見をまとめるのは大変だと思う。集落にリーダーがいるかが重要。リーダーを派遣する等、集落戦略の話合い過程のサポートがあっても良いのではないだろうか。△×の評価の協定は、あと2年もあるのになぜそのような評価になるのか。新型コロナはもう言い訳にならない。方法はいくらでもある。市や県で推進体制を組むべき。

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	541	協定 39.5 %	① 協定書作成に係る支援	48	協定 35.3 %
② 集落戦略作成に係る支援	494	協定 36.1 %	② 目標達成に向けた支援	34	協定 25 %
③ 目標達成に向けた支援	338	協定 24.7 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援	4	協定 2.94 %
④ 協定の統合・広域化への支援	129	協定 9.42 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援	14	協定 10.3 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	506	協定 37 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援	39	協定 28.7 %
⑥ ①～⑤以外の支援	62	協定 4.53 %	⑥ ①～⑤以外の支援	4	協定 2.94 %
⑦ 特に支援を要望しない	296	協定 21.6 %	⑦ 特に支援を要望しない	46	協定 33.8 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落協定・個別協定共に協定書作成に係る支援を4割の協定が要望し、事務負担軽減に向けた支援、集落戦略作成及び目標達成に向けた支援が35%強となっている。
市町からは事務負担の支援に関して高齢化が進む中作業が困難になっているとの声が多く、今後電子化を推奨していることに対する不安の声がある。協定書、集落戦略作成に係る支援の必要性も高く、説明会開催の重要性があげられた。
このようなことから、説明会や研修会の充実、また、個別対応など推進体制の構築が急務である。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

高齢化が進む中、市町の事務負担もかなりのものと推測され、市町への事務支援も必要と思われる。
また、取組姿勢も市町で様々と思われ、農業に対する意識改革を推進していくべき。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		1260	協定 92 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	207	協定 16.4 %
	広域化の意向はない	1047	協定 83.1 %
廃止意向の協定数		94	協定 6.87 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	68	協定 72.3 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	82	協定 87.2 %
	③ 地域農業の担い手がないため	48	協定 51.1 %
	④ 農業収入が見込めないため	30	協定 31.9 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	46	協定 48.9 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	32	協定 34 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	17	協定 18.1 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	29	協定 30.9 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	22	協定 23.4 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	8	協定 8.51 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	10	協定 10.6 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能なため	4	協定 4.26 %
	⑬ その他	1	協定 1.06 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		123 協定	90.4 %
廃止意向の協定数		10 協定	7.35 %
協定 廃止 の 理 由	① 高齢化による体力低下や病気のため	8 協定	80 %
	② 後継者がいないため	4 協定	40 %
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	5 協定	50 %
	④ 集落協定に参加するため	協定	0 %
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	5 協定	50 %
	⑥ 農業収入が見込めないため	3 協定	30 %
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	4 協定	40 %
	⑧ 圃場条件が悪いため	4 協定	40 %
	⑨ 事務手続きが負担なため	2 協定	20 %
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	2 協定	20 %
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	協定	0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	協定	0 %
	⑬ その他	協定	0 %

集落協定の広域化等に対する推進方針

次期対策も継続意向の協定は9割と高い、しかしながら、広域化の意向はないと答えた協定が8割となっている。

協定廃止の意向は約7%であり、その理由は協定参加者の高齢化が約9割、リーダーの高齢化が7割、担い手不足が5割となっている。

今後は市町と連携し、縮小、廃止意向の協定については、近隣の協定との合併（広域化など）を推進し、また、加算等、本制度の取組を丁寧に説明し、継続実施を促していく必要がある。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

集落協定の廃止意向協定の理由は前述のとおりである。個別協定の廃止理由は、高齢化による体力低下が8割、規模拡大が困難、農道水路等の管理が困難という理由が5割と続く。

今後は一層活動の核となるリーダーや担い手不足が想定される。ヒアリング等を行い地域の課題を把握し課題解決に向け丁寧な支援を行うこと、また、広域化を通じて活動の継続性を高めていくことなど、今後より一層の指導・助言が必要である。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

協定でまとまる場所が無いから小規模になってしまうということだろうか。広域化で持続性は高まるのかが疑問である。広域化すると、協定役員の負担も大きくなるように思う。若い人が精力的に動かないと難しい。リーダーが若返ってくると進んでいくと思う。広域化を推進していくには法人や企業参入などで面倒を見ていくべきである。

後継者確保について、定年延長で、ますます人材が中山間に帰ってこなくなることが懸念される。新しいビジネスができる環境づくりをすると帰りやすくなる。企業も本気で地域をよくしようと思っている。マッチングする人が間に入り、農地だけではなく、人も中間管理機構のようにマッチングしてもらおうのはどうだろうか。

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	115 人 (8%)	60～69歳	434 人 (32%)	70～79歳	659 人 (48%)	80歳～	159 人 (12%)
代表者になってからの年数	～2年	194 人 (14%)	3年～7年	436 人 (32%)	8年～	736 人 (54%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	956 人 (76%)	協定	ない	272 人 (22%)	協定		

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	269 人 (20%)	60～69歳	535 人 (39%)	70～79歳	499 人 (36%)	80歳～	65 人 (5%)
担当者になってからの年数	～2年	164 人 (12%)	3年～7年	378 人 (28%)	8年～	823 人 (60%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	1284 人 (102%)	協定	ない	52 人 (4%)	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在				今後			
なし		1290	協定	94.2	%	1260	協定	92	%
あり		79	協定	5.77	%	109	協定	7.96	%
委任先	行政書士・公認会計士	10	協定	12.7	%	12	協定	11	%
	事務組合		協定	0	%		協定	0	%
	NPO	16	協定	20.3	%	17	協定	15.6	%
	集落法人	5	協定	6.33	%	10	協定	9.17	%
	J A	1	協定	1.27	%	3	協定	2.75	%
	土地改良区	20	協定	25.3	%	24	協定	22	%
	個人	12	協定	15.2	%	17	協定	15.6	%
	その他	12	協定	15.2	%	18	協定	16.5	%

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	53 協定 (39%)	法人	80 協定 (59%)	任意 組織	協定 (0%)	その他	協定 (0%)
年齢	~59歳	39 人 (29%)	60~ 69歳	38 人 (28%)	70~ 79歳	47 人 (35%)	80歳~	9 人 (7%)
後継者の有無	いる	74 協定 (54%)	いない	62 協定 (46%)				

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定の代表者、事務の担当者共に60歳~79歳の年齢層が8割を占めるという結果になった。また、事務の委任は現在5%程度である。役員、事務担当者の高齢化を問題視する市町は多く、担い手などの若い人材を確保し、役員、事務担当者の継承を進めていく必要がある。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

協定組織に、事務の委託に使えるお金がないと推測される。直接支援する方法を考えてはどうか。
また、県外に出た若者が県内へ戻り、協定の実務処理を引き受けるような環境づくりができないだろうか。
広島県島しょ部では本制度利用協定が少ない。要因となっている事務負担を支援すべき。棚田は大事で支援すべきだが、同時に島しょ部の柑橘も伸ばしていくべき。本制度は米がメインになっている。樹園地のコストは稲作と変わらないと思われる。交付単価を推進作物で変える等、地域の実情に合わせていい方向に制度が変わっていけばよいと思う。

都道府県中間年評価書
(集落協定等へのアンケート関係)

都道府県名	広島県	担当部署	農林水産局農業基盤課
-------	-----	------	------------

Ⅳ アンケート調査の対象協定（集落）等数

	協定等数		アンケート実施 協定等数	
集落協定	1369	協定	263	協定
個別協定	136	協定	126	協定
廃止協定	32	協定	26	協定
未実施集落	172	集落	79	集落
市町村	18	市町村	18	市町村

V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

1 集落協定の範囲等

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	26 協定	10 %
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	33 協定	13 %
③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	146 協定	56 %
④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	29 協定	11 %
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	11 協定	4 %
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	15 協定	6 %

(2) 集落協定の話合いの持ち方

	協定数	割合
① 中山間地域等直接支払制度のための話合いを開催	191 協定	73 %
② 地域の他の話合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話合いを開催	63 協定	24 %

2 集落戦略

(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

	協定数	割合
① アンケートや戸別訪問等により、話合いの方法を工夫した	27 協定	10 %
② 話合いをリードする者を活用して進めた	77 協定	29 %
③ 市町村や関係機関の協力を得て進めた	35 協定	13 %
④ 協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	92 協定	35 %
⑤ 担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	37 協定	14 %
⑥ 集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	14 協定	5 %
⑦ その他	5 協定	2 %
⑧ 特になし	20 協定	8 %
⑨ まだ作成していない	33 協定	13 %

(2) 集落戦略の作成の効果

	協定数	割合
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある	15 協定	6 %
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	14 協定	5 %
③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている	16 協定	6 %
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている	12 協定	5 %
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	57 協定	22 %
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	10 協定	4 %
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	20 協定	8 %
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的管理や林地化を実施又はその計画がある	11 協定	4 %
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	112 協定	43 %
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある	12 協定	5 %
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある	8 協定	3 %
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	12 協定	5 %
⑬特に何もしていない	37 協定	14 %
⑭その他	1 協定	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略作成にあたり、協定参加者が健在であることを前提として作成した協定が35%、話し合いをリードする者を活用して進めた協定が2割となっている。
 効果としては、鳥獣害対策を実施又は計画があると答えた協定が4割、担い手に農用地を貸し付けた又は計画があると答えた協定が2割、中間管理機構にまとまってもしくは一部貸し付けた又は手続きを進めている協定が合わせて1割となっている。
 この取組をきっかけとし、集落内の問題点、課題解決に向けての話し合いなど一定の効果があった。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

農業者が減少していくなか、集落戦略を策定すれば農地の維持ができるのかが疑問である。

※ アンケート対象の集落協定数が5未満の都道府県は、「V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

	協定数				
	広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①協定代表者	2 (1%)	3 (1%)	17 (6%)	(0%)	7 (3%)
②協定代表者以外の協定参加者	(0%)	2 (1%)	11 (4%)	(0%)	6 (2%)
③統合された集落協定又は集落の側から	(0%)	(0%)	3 (1%)	(0%)	(0%)
④市町村等の行政からの働きかけ	1 (0%)	2 (1%)	2 (1%)	(0%)	2 (1%)
⑤その他	(0%)	(0%)	1 (0%)	(0%)	(0%)

4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	96 協定	37 %
②協定対象農用地の1～3割	92 協定	35 %
③協定対象農用地の3～5割	17 協定	6 %
④協定対象農用地の5割以上	14 協定	5 %
⑤荒廃化していない	37 協定	14 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	182 協定	69 %
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	49 協定	19 %
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	29 協定	11 %

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	11 協定	4 %
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	38 協定	14 %
③以前と変わらない	36 協定	14 %
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	2 協定	1 %
⑤その他	3 協定	1 %

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

	協定数					
	ア 制度 による全 体の効果	イ 加算に取り組んだことによる効果				
		広域化 加算	集落機能 強化加算	生産性 向上加算	棚田加算	超急傾斜 加算
①荒廃農地の発生防止	209 (79%)	3 (0%)	2 (1%)	4 (1%)	2 (0%)	4 (2%)
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	218 (83%)	3 (1%)	4 (0%)	4 (2%)	0 (0%)	8 (3%)
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	69 (26%)	1 (0%)	17 (6%)	17 (6%)	0 (0%)	1 (0%)
④農業（農外）収入が増加した	16 (6%)	0 (0%)	3 (1%)	3 (1%)	0 (0%)	0 (0%)
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	18 (7%)	0 (0%)	1 (0%)	1 (0%)	0 (0%)	1 (0%)
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	52 (20%)	0 (0%)	3 (1%)	3 (1%)	0 (0%)	1 (0%)
⑦鳥獣被害が減少した	137 (52%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (1%)
⑧荒廃農地を再生した	15 (6%)	1 (0%)	1 (0%)	1 (0%)	0 (0%)	1 (0%)
⑨都市住民等との交流が増加した	8 (3%)	2 (1%)	2 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑩定住者等を確保した	6 (2%)	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	5 (2%)	1 (0%)	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	78 (30%)	0 (0%)	1 (0%)	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑬その他	2 (1%)	0 (0%)	2 (1%)	2 (1%)	0 (0%)	0 (0%)
⑭特に効果は感じられない	5 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0%)

4の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

8割以上の協定が、第5期対策に取り組んでいなければ協定農用地の一部は荒廃農用地になり、取り組んでいない隣接農用地について、2割は荒廃していると回答している。また、約8割の協定は水路・農道等の維持、地域の環境保全、荒廃農地の発生防止等に繋がったと回答している。このようなことから、第5期対策の取組は、一定の効果があったと考えている。

4の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

実施しなければ荒廃していくだけであり、制度の効果はあった。また、生産性向上加算でスマート農業等を取り入れても後継者がいないと意味がない。次につながる制度になればよいと思う。

5 集落協定が実施している各種の活動

(1) 集落協定が実施している活動

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	112 (43%)	85 (32%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	84 (32%)	71 (27%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	106 (40%)	85 (32%)
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	8 (3%)	8 (3%)
⑤農作業の共同化	57 (22%)	39 (15%)
⑥農業機械の共同利用	83 (32%)	62 (24%)
⑦鳥獣害対策	197 (75%)	151 (57%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	33 (13%)	29 (11%)
⑨都市住民との交流活動	7 (3%)	7 (3%)
⑩農産物の販売・加工	18 (7%)	15 (6%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	18 (7%)	22 (8%)
⑫生き物観察や生物保全活動	8 (3%)	7 (3%)
⑬その他	3 (1%)	4 (2%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	50 (19%)	41 (16%)

(2) (1)の活動に当たっての連携組織

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①市町村、都道府県	60 (23%)	52 (20%)
②自治会、町内会	78 (30%)	58 (22%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	28 (11%)	25 (10%)
④地域運営組織	22 (8%)	25 (10%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	9 (3%)	7 (3%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	4 (2%)	2 (1%)
⑦大学	1 (0%)	2 (1%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	77 (29%)	63 (24%)
⑨民間企業	4 (2%)	5 (2%)
⑩地域おこし協力隊	5 (2%)	7 (3%)
⑪その他	3 (1%)	4 (2%)
⑫連携している組織はない	91 (35%)	61 (23%)

5の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

鳥獣害対策は75%の協定が実施しており、協定対象外の農用地の保全活動を4割強の協定が実施し、鳥獣緩衝帯の設置・草刈りを4割の協定が実施している。連携組織は自治会、町内会が3割で、他の集落協定や多面的の組織、土地改良区やJAと答えた協定が3割である。このようなことから、第5期対策の取組により、交付対象農用地外の保全活動も実施し、集落協定が地域の他の組織と連携し地域活動に寄与している。

5の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

鳥獣被害対策を挙げている協定が多いが、その被害は深刻だと考えるが、鳥獣被害は防ぐ有効な方法について検討を進めていくべきである。農業だけの問題ではない。林地化を推進する等、林野庁とも連携をとるべき。また、他の組織との連携は、市町がサポートしなければ実施は困難。その上で、法人や企業などをいかに引き込むかが大事と考える。県の誘導も重要である。

V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策における本制度の効果

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	24 協定	19 %
②協定対象農用地の1～3割	37 協定	29 %
③協定対象農用地の3～5割	17 協定	13 %
④協定対象農用地の5割以上	23 協定	18 %
⑤荒廃化していない	18 協定	14 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	67 協定	53 %
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	16 協定	13 %
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	38 協定	30 %

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	5 協定	4 %
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	15 協定	12 %
③以前と変わらない	13 協定	10 %
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	協定	0 %
⑤その他	1 協定	1 %

(3) 本制度に取り組んだことによる効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	100 協定	79 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	88 協定	70 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	17 協定	13 %
④農業（農外）収入が増加した	38 協定	30 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	12 協定	10 %
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	20 協定	16 %
⑦鳥獣被害が減少した	29 協定	23 %
⑧荒廃農地を再生した	14 協定	11 %
⑨都市住民等との交流が増加した	9 協定	7 %
⑩定住者等を確保した	3 協定	2 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	6 協定	5 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	16 協定	13 %
⑬その他	4 協定	3 %
⑭特に効果は感じられない	4 協定	3 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

8割以上の協定が、第5期対策に取り組んでいなければ協定農用地の一部は荒廃農用地になり、取り組んでいない隣接農用地について、2割は荒廃していると回答している。また、約8割の協定は荒廃農地の発生防止、7割の協定が水路・農道等の維持、地域の環境が保全されたと回答しており、隣接する集落に対しても一定の相乗効果があったといえる。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

※ アンケート対象の個別協定数が5未満の都道府県は、「V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 今後の経営意向

(1) 経営規模の拡大意向

	協定数	割合
①規模拡大の意向がある	37 協定	29 %
②現状維持	66 協定	52 %
③規模拡大より農地を集約したい	8 協定	6 %
④規模を縮小したい（農業経営をやめる意向を含む）	10 協定	8 %

(2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

	協定数	割合
①農地面積や圃場条件にはこだわらない	3 協定	2 %
②基盤整備済みの圃場であること	34 協定	27 %
③農業用水（灌水施設を含む）が利用できること	34 協定	27 %
④鳥獣害防止柵等の対策が講じられていること	21 協定	17 %
⑤農道の整備やほ場に大型機械が入ること	34 協定	27 %
⑥日当たりや水はけの良い圃場であること	29 協定	23 %
⑦環境保全型農業に適した圃場であること	7 協定	6 %
⑧ほ場が面的にまとまっていること	28 協定	22 %
⑨賃料が安いこと	18 協定	14 %
⑩その他	4 協定	3 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

個別協定において、規模拡大の意向がある協定は3割であり、現状維持の意向の協定は5割となっている。規模拡大の条件としては、基盤整備済みのほ場、農業用水の確保、大型機械の搬入を農用地の条件に挙げる協定が3割ずつであり、ハード部分の整備を条件とする協定が多い。このようなことから、農地集積を拡大するために必要な新規の基盤整備・再整備、また、維持管理労力の縮減に必要なICT活用など地域政策（ハード整備）の実施が必要である。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

広島県は集落完結型の小規模な法人が多い、法人で合併し、お金儲けができる法人を作り、若い人がビジネスをできる環境づくりを行っていく必要がある。

V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

	元協定数	割合
①荒廃した農用地がある	15 協定	58 %
②作付けしない農用地がある	20 協定	77 %
③転用された農用地がある	1 協定	4 %
④林地化（植林）された農用地がある	1 協定	4 %
⑤景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	3 協定	12 %
⑥担い手から所有者に返還された農用地がある	7 協定	27 %
⑦担い手に貸し付けされた農用地がある	8 協定	31 %
⑧鳥獣被害が発生している	18 協定	69 %
⑨災害による被害を受けた農用地がある	3 協定	12 %
⑩基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	2 協定	8 %
⑪以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	10 協定	38 %
⑫その他	2 協定	8 %

1について都道府県の所見【必須】

鳥獣被害が発生していると回答した集落が7割、荒廃及び作付けしない農用地があると回答した集落が6割から7割を占めており、当交付金の重要性を再認識したところである。

1について第三者機関の意見【必須】

耕作活動はしているが、本制度を使うだけの能力が無いと推測される。全てを救うのは難しい。制度を使うための支援が必要である。

※ アンケート対象の廃止協定数が5未満の都道府県は、「V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 集落の共同活動

(1) 現在の集落での共同活動

	元協定数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	14 協定	54 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	15 協定	58 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	13 協定	50 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	協定	0 %
⑤農作業の共同化	1 協定	4 %
⑥農業機械の共同利用	5 協定	19 %
⑦鳥獣害対策	11 協定	42 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	2 協定	8 %
⑨都市住民との交流活動	1 協定	4 %
⑩農産物の販売・加工	2 協定	8 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	5 協定	19 %
⑫生き物観察や生物保全活動	協定	0 %
⑬その他	協定	0 %
⑭集落で共同活動は実施していない	7 協定	27 %

(2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数	割合
①集落協定の活動していた当時より減った	16 協定	62 %
②集落協定の活動していた当時より増えた	協定	0 %
③集落協定の活動していた当時と変わらない	7 協定	27 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

主な共同活動は、農地保全、農道・水路等の維持管理活動、鳥獣緩衝帯の設置・草刈りが各々約5割強、鳥獣害対策が約4割となっている。共同活動の参加者の数は約6割の集落が減ったと回答し、増えたと回答する集落は0である。集落協定の活動が共同活動のきっかけの一つとなったと考えられるが、共同活動は増えておらず集落内で既存以上の活動を実施する余力がないと見受けられた。このようなことから、担い手などの新規参入が必要と考える。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

耕作活動はしているが、本制度を使うだけの能力が無いと推測される。全てを救うのは難しい。制度を使うための支援が必要である。

3 5年後（令和10年度）の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	11 協定	42 %
②いない	14 協定	54 %

(2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	10 協定	38 %
②いない	14 協定	54 %

(3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	2 協定	8 %
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	13 協定	50 %
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	2 協定	8 %
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	3 協定	12 %
⑤荒廃化しない	5 協定	19 %

3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

5年後の集落の状況は、リーダーがいると答えた集落は約4割、担い手がいると答えた集落は4割弱であり、約8割の集落が、5年後は農用地の一定数が荒廃すると回答している。このようなことから、農地を守るためには地域リーダーの育成や担い手などの新規参加が必要不可欠である。

3の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

リーダーがないのに中山間地域等直接支払交付金を申請するのは難しい。耕作活動はしているが、本制度を使うだけの能力が無いと推測される。全てを救うのは難しい。制度を使うための支援が必要である。

4 集落協定の範囲等

(1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
①1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	1 協定	4 %
②1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	1 協定	4 %
③1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	15 協定	58 %
④1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	7 協定	27 %
⑤1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	協定	0 %
⑥1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	協定	0 %

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数	割合
①中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	20 協定	77 %
②地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	5 協定	19 %

5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

	元協定数	割合
①元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる	12 協定	46 %
②活動に参加する農家はない	10 協定	38 %
③近隣集落に協定がない	3 協定	12 %

5について都道府県の所見【必須】

近隣から誘いがあれば再度参加する農家もいると思われる協定が5割弱ではあるが当交付金の理解はある程度得られていると考える。協定範囲の拡大に繋がる可能性があると思料される。

5について第三者機関の意見【必須】

リーダーがないのに中山間地域等直接支払交付金を申請するのは難しい。制度を使うための支援が必要である。

V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

1 現在の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

	集落数	割合
①いる	43 集落	54 %
②いない	26 集落	33 %

(2) 地域の農業の「担い手」の有無

	集落数	割合
①いる	24 集落	30 %
②いない	45 集落	57 %

(3) 現在の集落での共同活動

	集落数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	27 集落	34 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	33 集落	42 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	12 集落	15 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	集落	0 %
⑤農作業の共同化	5 集落	6 %
⑥農業機械の共同利用	2 集落	3 %
⑦鳥獣害対策	17 集落	22 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	2 集落	3 %
⑨都市住民との交流活動	3 集落	4 %
⑩農産物の販売・加工	2 集落	3 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	13 集落	16 %
⑫生き物観察や生物保全活動	2 集落	3 %
⑬その他	6 集落	8 %
⑭集落で共同活動は実施していない	33 集落	42 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

集落にまとめ役はいると回答する集落が5割強、農業の担い手がいると回答する集落が3割となっている。共同活動は農道・水路等の維持管理活動を実施する協定が4割、農地の保全活動を行う集落が3割、鳥獣害対策を実施している集落が2割となっている。このようなことから、当交付金を実施している集落とは違い農業生産活動や集落維持の機能が衰退していると推測する。よって、本交付金の取組が農業生産活動や集落機能の維持に効果があると評価する。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

制度を使っていないところは非常に勿体ない。事務負担をどうするかもっと検討するべき。電子申請の推進等、高齢化が進む現状とあっていないところがある。

※ アンケート対象の未実施協定数が5未満の都道府県は、「V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 農用地の状況

(1) 農用地の耕作者

	集落数	割合
①地域の担い手が主に耕作	1 集落	1 %
②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作	16 集落	20 %
③各農家がそれぞれ耕作	42 集落	53 %
④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない	5 集落	6 %

(2) 集落の農用地の状況

ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化

	集落数	割合
① 荒廃した農用地がある	23 集落	29 %
② 作付けしない農用地がある	32 集落	41 %
③ 転用された農用地がある	6 集落	8 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	1 集落	1 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	集落	0 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	2 集落	3 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	11 集落	14 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	29 集落	37 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	11 集落	14 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	集落	0 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	24 集落	30 %
⑫ その他	2 集落	3 %

イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	集落数	割合
① 集落の農用地の1割未満が荒廃する	7 集落	9 %
② 集落の農用地の1～3割が荒廃する	20 集落	25 %
③ 集落の農用地の3～5割が荒廃する	10 集落	13 %
④ 集落の農用地の5割以上が荒廃する	15 集落	19 %
⑤ 荒廃化しない	11 集落	14 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

荒廃した農地がある集落が3割、作付けしない農地がある集落が4割、鳥獣被害が発生していると回答した集落が約4割を占める。5年後に、一定数の農用地が荒廃すると回答した集落が66%となっており、現在の集落状況と同様の状況である。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

本制度を実施しなければ荒廃していくだけ。効果はあった。

3 中山間地域等直接支払制度の認知度

(1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

	集落数	割合
① 聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	27 集落	34 %
② 制度があることは知っているが、内容は知らない	25 集落	32 %
③ 知らない	16 集落	20 %

(2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話し合いで出たことがあるか

	集落数	割合
① 集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある	14 集落	18 %
② 出たことはない	42 集落	53 %

(3) 中山間地域等直接支払制度に取り組みなかった理由

	集落数	割合
①集落内の合意が取れなかったため	4 集落	5 %
②交付金の返還等の要件が厳しかったため	1 集落	1 %
③事務手続きが負担となるため	6 集落	8 %
④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかったため	10 集落	13 %
⑤取り組むに当たって、中心となるリーダーがいなかったため	3 集落	4 %
⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため	5 集落	6 %
⑦地域農業の中心となる者がいなかったため	4 集落	5 %
⑧農業収入が見込めなかったため	1 集落	1 %
⑨鳥獣被害が増加していたため	集落	0 %
⑩近隣の集落も取り組んでいなかったため	2 集落	3 %
⑪ほ場条件が悪いため	集落	0 %
⑫中山間地域等直接支払制度がなくても農用地の維持・管理が可能であるため	1 集落	1 %
⑬その他	2 集落	3 %

(4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

	集落数	割合
①ある	9 集落	11 %
②ない	58 集落	73 %

3の(1)から(4)について都道府県の所見【必須】

本交付金制度を聞いたことはあると答えた集落が66%、話しが出たことがあると答えた集落が2割弱となった。取り組みなかった理由は農用地の要件を満たさなかったためと答えた集落が13%で最も多く、次に事務手続きが負担と答えた集落が8%となっている。
このようなことから、要件を満たさない集落は仕方ないが、事務などの軽減策があれば取り組む集落は増加する可能性がある。

3の(1)から(4)について第三者機関の意見【必須】

本交付金制度に取り組むことがハードルが高いと思っている人が多いのでは。精力的に様々な取り組みを実施する協定の情報共有だけではなく、最低限の取り組みを実施している協定についても情報共有し、このくらいの取り組みでも利用できるのであればやってみようという誘導をしてはどうか。

V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

(1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数	割合
①かなり貢献した	7 市町村	39 %
②一定程度貢献した	9 市町村	50 %
③やや貢献した	2 市町村	11 %
④貢献していない	市町村	0 %

(2) 本制度の効果

	市町村数	割合
①荒廃農地の発生防止	17 市町村	94 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	17 市町村	94 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	9 市町村	50 %
④農業（農外）収入が増加した	2 市町村	11 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	2 市町村	11 %
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	1 市町村	6 %
⑦鳥獣被害が減少した	8 市町村	44 %
⑧荒廃農地を再生した	1 市町村	6 %
⑨都市住民等との交流が増加した	1 市町村	6 %
⑩定住者等を確保した	市町村	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	1 市町村	6 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	6 市町村	33 %
⑬その他	1 市町村	6 %
⑭特に効果は感じられない	市町村	0 %

(3) 本制度の必要性

	市町村数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	9 市町村	50 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	9 市町村	50 %
③制度を廃止しても構わない	市町村	0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

荒廃農地の発生防止への貢献に対しては全ての市町が効果があったことを評価している。制度の効果は荒廃農地の防止、道水路の維持、地域の環境保全について9割を超える市町がその効果を評価し、次に農業機械等の共同利用について5割の市町が効果があったと考えている。また、全ての市町において制度が必要と評価をしていることが分かる。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

制度の効果はあったと考える。

※ アンケート対象の市町村数が5未満の都道府県は、「V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 本制度の改善点等

(1) 本制度の改善点

	市町村数	割合
①対象地域の要件緩和	7 市町村	39 %
②傾斜区分の要件緩和	9 市町村	50 %
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	7 市町村	39 %
④協定活動期間（5年間）の緩和	11 市町村	61 %
⑤必須活動の内容の緩和	9 市町村	50 %
⑥集落戦略の内容の簡素化	8 市町村	44 %
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	2 市町村	11 %
⑧交付単価の増額	7 市町村	39 %
⑨加算の充実	2 市町村	11 %
⑩交付金返還規定の緩和	9 市町村	50 %
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	16 市町村	89 %
⑫その他	1 市町村	6 %

(2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

	市町村数	割合
①農業の担い手を確保するための支援	15 市町村	83 %
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	8 市町村	44 %
③地域外からの定住者等を確保するための支援	3 市町村	17 %
④集落協定の広域化や統合に対する支援	4 市町村	22 %
⑤鳥獣害対策に対する支援	14 市町村	78 %
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	1 市町村	6 %
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援	8 市町村	44 %
⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援	1 市町村	6 %
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	市町村	0 %
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援	市町村	0 %
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	3 市町村	17 %
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	6 市町村	33 %
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	7 市町村	39 %
⑭その他	1 市町村	6 %
⑮特になし	市町村	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

制度の改善点として事務負担の軽減を挙げる市町が9割、協定活動期間（5年間）の緩和を挙げる市町が6割、傾斜区分の緩和、必須活動の内容緩和を挙げる市町が各々5割である。支援や対策の改善点は、農業の担い手を確保するための支援、鳥獣害対策に対する支援が各々約8割、担い手への農地集積・集約化のための支援が4割となっている。このようなことから、担い手への農地集積に向けた基盤整備などによる支援や鳥獣害対策に対する支援等が必要である。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

高齢化が進む中、市町の事務負担もかなりのものと推測され、市町への事務支援も必要と思われる。

3 今後の農地利用や集落機能等

(1) 次期対策

ア 次期対策における協定数

	市町村数	割合
①おおむね現状維持が見込まれる	4 市町村	22 %
②若干の減少が見込まれる	13 市町村	72 %
③かなりの減少が見込まれる	1 市町村	6 %
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる	市町村	0 %
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる	市町村	0 %
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる	市町村	0 %

イ 協定数の減少要因

	市町村数	割合
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため	7 市町村	39 %
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	7 市町村	39 %
③地域農業の中心となる者がいないため	4 市町村	22 %
④農業収入が見込めないため	3 市町村	17 %
⑤鳥獣被害増加のため	4 市町村	22 %
⑥事務手続きが負担なため	5 市町村	28 %
⑦交付金の遡及返還が不安なため	2 市町村	11 %
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため	2 市町村	11 %
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	2 市町村	11 %
⑩その他	1 市町村	6 %

ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

	市町村数	割合
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	6 市町村	33 %
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	3 市町村	17 %
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する	市町村	0 %
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する	1 市町村	6 %
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する	2 市町村	11 %
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する	2 市町村	11 %
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	10 市町村	56 %
⑧その他	1 市町村	6 %

(1) のアからウについて都道府県の所見【必須】

約8割の市町は次期対策では協定数の減少が見込まれると考え、約2割の市町は現状維持と予想している。減少要因はリーダーの高齢化、協定参加者の高齢化と考える市町が各々4割ずつとなる。統合・広域化に関しては5割強の市町は推進を考えておらず、3割の市町は小規模集落協定について周辺協定への統合を推進する方針である。

(1) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

協定でまとまるところが無いから小規模になってしまうということだろうか。広域化で持続性は高まるのかが疑問である。広域化すると、協定役員の負担も大きくなるように思う。広域化は、若い人が精力的に動かないと難しい。リーダーが若返ってくると進んでいくと思う。広域化を推進していくには法人や企業参入などで面倒を見ていくべきである。

(2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

ア 農用地の荒廃状況

	市町村数	割合
①かなり荒廃化が進む	1 市町村	6 %
②やや荒廃化が進む	16 市町村	89 %
③荒廃化しない	市町村	0 %
④荒廃農地の解消が進む	1 市町村	6 %

イ 集落の寄り合いの回数

	市町村数	割合
①今よりも増加する	市町村	0 %
②今と変わらない	4 市町村	22 %
③今よりも減少する	14 市町村	78 %

ウ 集落の各種行事の回数

	市町村数	割合
①今よりも増加する	1 市町村	6 %
②今と変わらない	3 市町村	17 %
③今よりも減少する	14 市町村	78 %

(2) のアからウについて都道府県の所見【必須】

5年後は9割の市町について荒廃化が進むと考え、集落の寄り合いは減少すると答えた市町は8割、増加すると答えた市町は無い。行事回数は8割強の市町が今よりも減少すると回答している。このようなことから、高齢化が進む中、担い手の確保や基盤整備などによる農地集積に向けた支援が必要である。

(2) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

市町の9割も荒廃化が進むと考えているとは大変なことである。荒廃化を食い止める効果はあると思うが、もう一歩進んだ支援が必要である。

4 集落戦略

(1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦労

	市町村数	割合
①話し合う場を設けることが困難であった	11 市町村	61 %
②協定参加者以外の参集に苦労した	3 市町村	17 %
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦労した	5 市町村	28 %
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦労した	6 市町村	33 %
⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦労した	3 市町村	17 %
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	8 市町村	44 %
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	4 市町村	22 %
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えると自体が難しかった	12 市町村	67 %
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦労した	1 市町村	6 %
⑩その他	4 市町村	22 %
⑪特になし	1 市町村	6 %

(2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

	市町村数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	6 市町村	33 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	6 市町村	33 %
③関係機関の協力を得て進めた	1 市町村	6 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	9 市町村	50 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	3 市町村	17 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	1 市町村	6 %
⑦その他	4 市町村	22 %
⑧特になし	2 市町村	11 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

約7割の市町が高齢化により将来像を考えることが難しい、6割の市町が話し合う場を設けることが困難、4割の市町が地域の農業を担う担い手の目途が立たないと答えている。工夫としては協定参加者が今後も健在である前提として作成を進めたという回答が5割、アンケートや個別訪問等話し合い方法を工夫した、話し合いをリードする者を活用したという回答が各々3割となっている。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

集落範囲の意見をまとめるのが大変だと思う。リーダーがいるかが重要である。また、話し合いの場などへリーダーを派遣する等、過程のサポートをする制度を作るべき。

5 農村RMOの推進の意向

	市町村数	割合
①現在も推進しており、今後も推進する予定	1 市町村	6 %
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	7 市町村	39 %
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	市町村	0 %
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	7 市町村	39 %
⑤その他	3 市町村	17 %

5について都道府県の所見【必須】

現在推進している市町は1割未満となっており、今後は推進する予定、今後も特に推進しない予定と答えた市町が各々4割となっている。農村RMOは集落機能の強化を図るうえで有用な制度であると思料している。今後、取組に向けての周知、支援を推進していく必要がある。

5について第三者機関の意見【必須】

農村RMOは、地域振興など多くの機関との連携が必要なため、推進体制の強化が必要と思われる。

都道府県の推進体制に関する自己評価票

都道府県名	広島県	担当部署	農林水産局農業基盤課
1 市町村及び都道府県出先機関に対して行った本制度の推進内容			
(1) 協定の統合・広域化等に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①協定の統合・広域化を目指す協定の掘り起こし			○
②近隣協定への統合等を希望する協定や集落の掘り起こし			○
③統合・広域化に向けた話し合いに出席			
④協定や集落との意見調整			○
⑤関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼			○
⑥目標達成に向けた技術的助言			○
⑦事例紹介			○
⑧協定役員等を参集した説明会の開催			
⑨市町村独自のマニュアル等の作成・配布			
⑩その他	(その他の内容)		
⑪特に何もしていない			
(2) 廃止協定、未実施集落に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①集落の代表者や役員に対して活動を働きかけ			○
②集落の話し合い等に出席し活動を働きかけ			
③近隣協定への参加を働きかけ			○
④チラシ等を配布			
⑤制度の説明会への出席を依頼			○
⑥その他	(その他の内容)		
⑦特に何もしていない			
(3) 集落戦略作成に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①集落戦略の話し合いに出席			
②集落戦略の話し合いをリードする専門家等を紹介			
③関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼			○
④協定に対する技術的助言			○
⑤事例紹介			○
⑥協定役員等を参集した説明会の開催			
⑦市町村独自のマニュアル等の作成・配布			
⑧その他	(その他の内容) 広島県独自の質疑応答集を作成		○
⑨特に何もしていない			

2 関係機関との連携状況

中山間地域等直接支払制度の推進、活動目標達成に向けた支援等に当たって、関係機関・団体等との連携状況＜全都道府県（令和4年度8月現在の状況）＞
（該当するものに「○」、特に連携を密にしている関係機関に「◎」）

①都道府県の農業担当以外の部局	○
②都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）	
③農協中央会	
④農地中間管理機構	
⑤県土連	○
⑥都道府県農業再生協議会	
⑦都道府県担い手育成総合支援協議会	
⑧都道府県農業法人協会	
⑨まちづくり関係の組織・団体	
⑩福祉関係の組織・団体	
⑪その他	（その他の内容）
⑫特になし	

3 本制度の推進に対する自己評価（令和4年8月までの支援状況を評価）

（1）市町村及び都道府県出先機関に対する本制度の推進についての自己評価＜全都道府県＞	◎
（2）関係機関との連携についての自己評価＜全都道府県＞	○
◎：十分な推進や支援を行っている ○：一定程度の推進や支援を行っている △：推進や支援を十分していない ×：推進や支援をしていない	